

第9 動力消防ポンプ設備

1 設置場所

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）の設置場所は、次によること。

- (1) 設置する水源ごとに当該水源の直近又は容易に接近できる場所とすること。
- (2) 雨水等の影響を受けるおそれのない場所又は同等以上の措置をした場所に設置すること。

2 水源

第1屋内消火栓設備1（（5）を除く。）に準ずるほか、地盤面より下に設けられる水源の有効水量は、次によること。

- (1) 地盤面下に設けられている水源の場合は、地盤面の高さから、4.5m以内の水源を有効水量とすること。
- (2) 吸管投入孔を設ける場合は、直径60cmの円が内接することができる大きさ以上とすること。
- (3) 他の消防用設備等の水源とは併用しないこと。

3 器具

- (1) 吸管は、前記2に定める水源を有効に使用できる長さのものとする。
- (2) ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、当該ポンプの放水口に結合できるもので防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数以上を設置すること。

4 表示

- (1) 動力消防ポンプを収納する部分には、「動力消防ポンプ常置場所」と表示すること。
- (2) 水源の付近には、「動力消防ポンプ用水源」である旨を見やすい位置に、かつ容易に判別できる文字で表示すること。